

教育厚生会

MY HEALTH

今年度のお知らせ

必ずご確認ください！

対 象	お知らせ				
全 員	今年度から新制度「介護サポート」を導入しました。 ご自身だけではなく、ご家族の要介護状態にも備えることできる制度です。この機会にぜひご加入を検討ください。(詳細は37～38ページをご確認ください。)				
療養サポート 加入者	54歳以下の補償対象期間を65歳(現行60歳)まで延長します。それに伴い <u>54歳以下の掛金が増加します</u> ので、 <u>ご加入中の方は必ず内容をご確認ください</u> 。				
医療サポート 加入者	ご退職後に医療サポートから「退職後終身医療保険」へと移行(加入)できます。「退職後終身医療保険」の商品内容、移行条件等詳細については引受保険会社である明治安田生命北東北法人営業部(019-654-1093)までお問い合わせください。				
全 員	一部の保険金・給付金・事故連絡について、Web手続きが可能になりました。入院・手術給付金のご請求についてはインターネットサービス「みんなのMYポータル」から、療養サポート・リビングサポートの手続きについては明治安田損害保険(株)のホームページから可能です。 <table><tr><th>入院・手術給付金はこちらから</th><th>療養サポート・リビングサポートはこちらから</th></tr><tr><td>【みんなのMYポータルログイン画面】 </td><td>【明治安田損害保険(株) ホームページ】 </td></tr></table>	入院・手術給付金はこちらから	療養サポート・リビングサポートはこちらから	【みんなのMYポータルログイン画面】 	【明治安田損害保険(株) ホームページ】 
入院・手術給付金はこちらから	療養サポート・リビングサポートはこちらから				
【みんなのMYポータルログイン画面】 	【明治安田損害保険(株) ホームページ】 				



マスコットキャラクター
きずなちゃん



ご注意

- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP5～11に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。
※生命サポートについては、P13・14をご覧ください。

申込締切日

令和6年10月18日(金)

責任開始期
(加入日)

令和7年3月1日(土)

【契約者】 一般財団法人青森県教育厚生会

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



健康増進

健康サポート

健康づくりサポート

- 健康増進に役立つ情報を提供します。
- 楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP15をご覧ください。

P.15



万一の備え

生命サポート

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

ご加入いただける方についてはP19をご覧ください。

P.17



重い病気への備え

医療サポート

代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】

- 病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。

厚生会会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

18歳を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.23



重い病気への備え

重病サポート

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

厚生会会員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

18歳を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.25



長期休職への備え

療養サポート

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

厚生会会員で、15歳から64歳までの方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。]

P.33

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(生命サポート)

健康サポート

生命サポート

医療サポート

重病サポート

療養サポート

リビングサポート

介護サポート

ご注意いただきたいこと

ご請求の流れについて



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

リビングサポート

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

ご加入いただける方

本 人	配偶者	こども
厚生会会員で、15歳から70歳までの方 ^{注●}	18歳から70歳までの方 ^{注●}	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、0歳から22歳までの方 ^{注★・注●}

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。]

厚生会会員で、14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方	18歳を超え70歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
----------------------------	------------------	--------------

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 親介護(介護サポート)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の介護サポートとセットで、配偶者の親は配偶者の介護サポートとセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【医療サポート・重病サポート・生命サポート】

- 一般財団法人 青森県教育厚生会会員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

介護サポート

親介護

本人・配偶者の親

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、40歳6カ月を超え85歳6カ月までの方

[年齢は令和7年3月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.8

掲載
ページ

P.35

P.37

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(生命サポート)

健康サポート

生命サポート

医療サポート

重病サポート

療養サポート

リビングサポート

介護サポート

ご注意いただきたいこと

ご請求の流れについて

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではリビングサポート・医療サポート・介護サポート・重病サポート・療養サポートについて記載しております。

生命サポートについてはP13・14をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）と保険料

主な保障内容

- 保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療サポート

P.23

重病サポート

P.25

療養サポート

P.33

リビングサポート

P.35

介護サポート

P.37

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。（初回は2月分から）

3 配当金

- この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

（事務幹事） 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【医療サポート】【重病サポート】

明治安田生命保険相互会社

【リビングサポート】【介護サポート】【療養サポート】

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではリビングサポート・医療サポート・介護サポート・重病サポート・療養サポートについて記載しております。

生命サポートについてはP13・14をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例	約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき
●障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。 ●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。	
入院給付金(保険金)の事例	責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合
●責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。	
特定疾病保険金の事例	生まれて初めての「がん」でないとき
●責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。 ※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。	

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.40

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.47

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【医療サポート・介護サポート・重病サポート・療養サポート】
STEP1・2へお進みください。

【リビングサポート】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者

重病サポート ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療サポート 介護サポート 療養サポート
過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 ●重病サポートの「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護	
現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<医療サポート・重病サポートの場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療サポート・重病サポートの場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

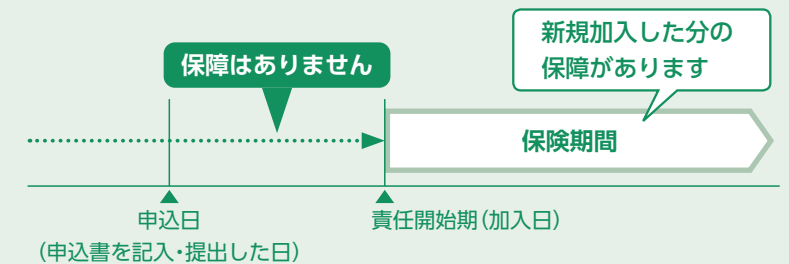
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

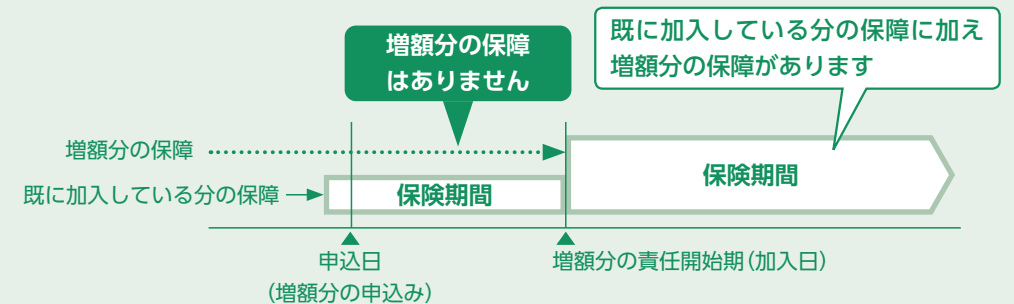
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<医療サポート・重病サポートの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.49**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.10**

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

生命サポート（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
生命サポート	P19	P19	P17	P19

③ 配当金

生命サポートは、配当金はありません。

④ 脱退による返戻金

生命サポートは、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日＊）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日＊）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日＊）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日＊）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

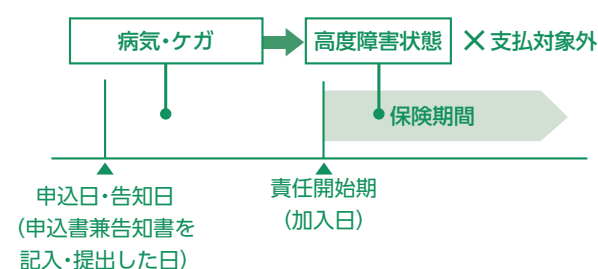


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日＊）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日＊）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

生命サポート **P20**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
北海道・東北公法人部 北東北法人営業部
ご照会窓口 019-654-1093
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

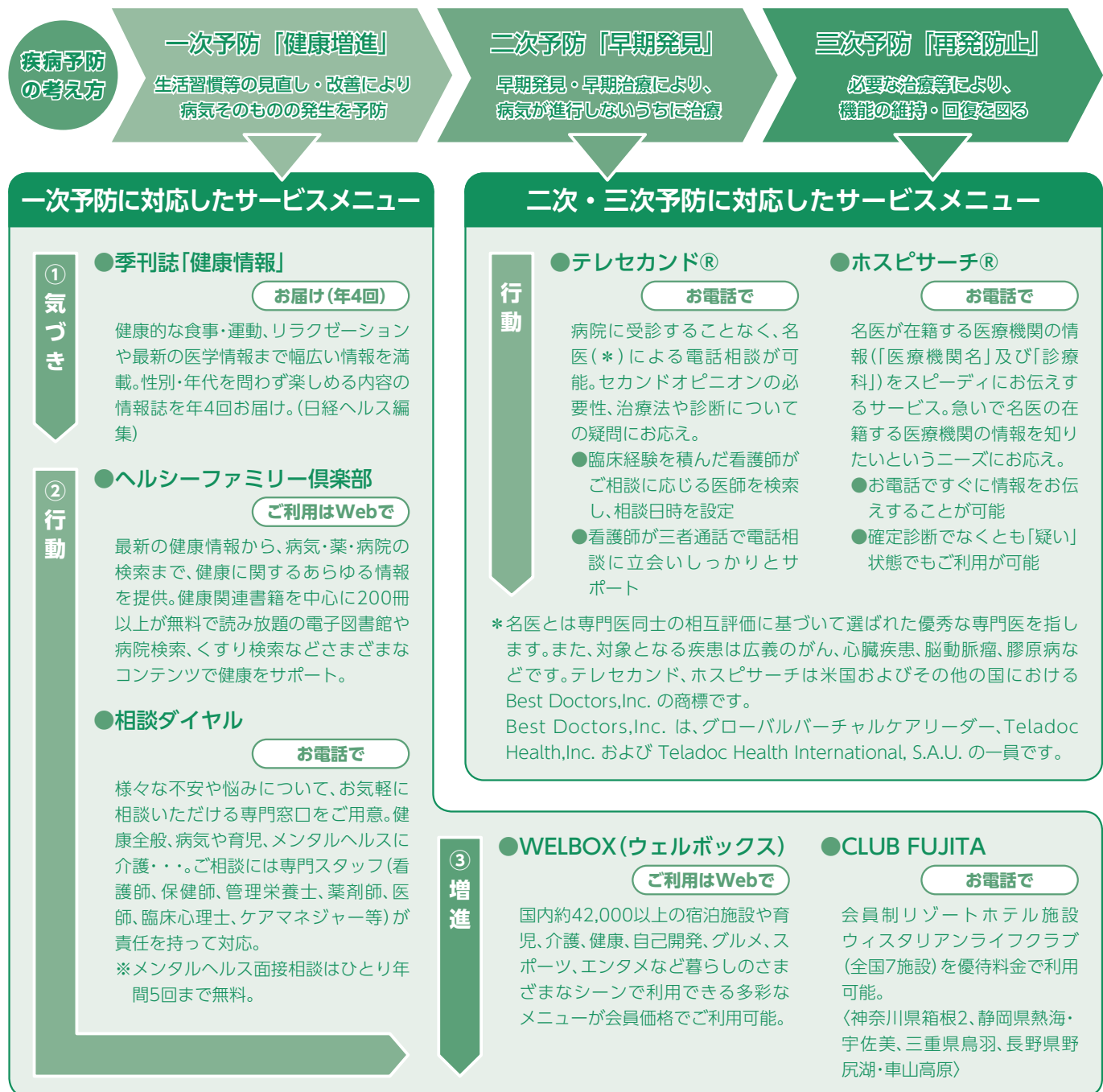
■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■生命サポートについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

加入対象者 **本人**

※健康サポートのみの加入はできません。必ず生命サポート、医療サポート、重病サポート、療養サポート、リビングサポート、介護サポートのいずれかとセットでご加入ください。

■ サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間 1 年間(令和7年3月1日～令和8年2月28日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
------	--	-----	--

■ 個人情報に関する取扱いについて

- 1. 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 2. 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

■「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条 (目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条 (加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条 (運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。
- 第4条 (加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条 (健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条 (サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3) その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

- 【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)
(事務委託先)
団体サービス部
生活・健康サービスグループ
03-5952-5069
- 4. 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

- によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条 (届出事項の変更)

1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条 (加入期間)

1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条 (データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条 (規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

第12条 (契約の終了)

1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】
健康づくりサポート事務局：0120-567-074
(平日9:00~17:00)
MYLP-パー24-健サ-001



保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 生前給付特約(リビング・ニース特約)で、余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保障内容	本人・配偶者			
	800万円	600万円	400万円	200万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	800万円	600万円	400万円	200万円
[死亡・高度障害保険金]				

≪リビング・ニース特約≫余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット19ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

掛金

- 月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、保険金額800万円・600万円・400万円・200万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者							
	保険金 800万円		保険金 600万円		保険金 400万円		保険金 200万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳 (H21.9.2～H22.9.1)	984	944	738	708	492	472	246	236
16～20歳 (H16.9.2～H21.9.1)	1,232	1,024	924	768	616	512	308	256
21～25歳 (H11.9.2～H16.9.1)	1,384	1,088	1,038	816	692	544	346	272
26～30歳 (H6.9.2～H11.9.1)	1,368	1,120	1,026	840	684	560	342	280
31～35歳 (H1.9.2～H6.9.1)	1,432	1,232	1,074	924	716	616	358	308
36～40歳 (S59.9.2～H1.9.1)	1,648	1,448	1,236	1,086	824	724	412	362
41～45歳 (S54.9.2～S59.9.1)	2,056	1,648	1,542	1,236	1,028	824	514	412
46～50歳 (S49.9.2～S54.9.1)	2,720	2,112	2,040	1,584	1,360	1,056	680	528
51～55歳 (S44.9.2～S49.9.1)	3,824	2,680	2,868	2,010	1,912	1,340	956	670
56～60歳 (S39.9.2～S44.9.1)	5,432	3,264	4,074	2,448	2,716	1,632	1,358	816
61～65歳 (S34.9.2～S39.9.1)	8,032	4,120	6,024	3,090	4,016	2,060	2,008	1,030
66～70歳 (S29.9.2～S34.9.1)	11,552	5,312	8,664	3,984	5,776	2,656	2,888	1,328

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和7年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。
- この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
- 記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- 加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の掛金のお払込みを免除し、掛金が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。
- (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

約款規定については引受保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

	・厚生会会員と配偶者で以下の事項を満たしている方。 本 人…令和7年3月1日現在満14歳6カ月を超え満65歳6カ月までの方で、申込書記載の告知内容に該当している方。(継続は満70歳6カ月までの方) 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年3月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方。(継続は満70歳6カ月までの方) ※配偶者のみのお申込みはできません。 【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去3カ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 《別表》がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。 ※一般財団法人 青森県教育厚生会会員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。		
保 険 期 間	1年間(令和7年3月1日～令和8年2月28日)で以後毎年更新します。		
掛金の払込	毎月の給与から控除します。(初回は2月分から)		
配当金・解約返れい金	この制度には配当金および解約返れい金はありません。		
自動更新の取扱い	保険期間の満了の日の2カ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保 険 金 の お 支 払 い	● 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(＊)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 ● 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ● 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(＊)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		

(＊) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日(＊)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
代 理 請 求 特 約[Y] に つ い て	代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 ア、上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ、被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く) ＊保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 ＊保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

(＊) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

リビング・ニ-ズ特約	【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニ-ズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6カ月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき」に該当しません。 (1)被保険者の余命が6カ月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6カ月以内ではなくなったと判断される場合 (2)被保険者の余命が6カ月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニ-ズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニ-ズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6カ月間の指定保険金額に対する利息と6カ月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6カ月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。) 【リビング・ニ-ズ特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニ-ズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3)戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
	ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。 【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】 ●お申込の撤回(ワーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について 【お取扱できない事項の例】 ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません ・保険期間の変更はできません ・保険料の払込方法の変更はできません
	保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。 ＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

- 保険会社からのお願い・ご注意
- <保険金のご請求について>
- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>
- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニ-ズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受生命保険会社

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部 北東北法人営業部

〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 TEL 019-654-1093

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)		年金受取 プラン	受取イメージ(例)			
			1年目	2年目	3年目	4年目
本人・ 配偶者	800万円	4年受取 プラン	一時金 200万円	年金月額 約16.8万円×12カ月	年金月額 約16.8万円×12カ月	年金月額 約16.8万円×12カ月 〈年金原資〉 600万円
	600万円	3年受取 プラン	一時金 200万円	年金月額 約16.6万円×12カ月	年金月額 約16.6万円×12カ月	〈年金原資〉 400万円
	400万円	2年受取 プラン	一時金 200万円	年金月額 約16.6万円×12カ月	〈年金原資〉 200万円	
	200万円	一時金 プラン	一時金 200万円			

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いきません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金のお取扱いについては、下記をご覧ください。

<年金のお取扱いについて>

- 1.年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 2.配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い

●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。

●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 5.年金払の対象となる保険金

●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いきません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。



重い病気
への備え

保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円】

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円
三大疾病で継続して2日以上入院のとき [疾病入院・三大疾病入院給付金]	日額 10,000円 ×入院日数	日額 6,000円 ×入院日数
三大疾病以外の病気で 継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付金]	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金]	日額 5,000円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金]	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付金]	1回の手術につき 5万円	1回の手術につき 3万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金]	50万円	30万円

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。

P.43

意向確認
ご加入前
ご確認

医療サポートは、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

- 疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.42

約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.49

掛金

● 月額掛金 (単位：円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	男性		女性	
	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
15歳 (H21.9.2～H22.9.1)	1,465	959	1,465	959
16～20歳 (H16.9.2～H21.9.1)	1,635	1,061	1,625	1,055
21～25歳 (H11.9.2～H16.9.1)	1,765	1,139	1,745	1,127
26～30歳 (H6.9.2～H11.9.1)	1,915	1,229	1,900	1,220
31～35歳 (H1.9.2～H6.9.1)	2,025	1,295	2,015	1,289
36～40歳 (S59.9.2～H1.9.1)	2,220	1,412	2,210	1,406
41～45歳 (S54.9.2～S59.9.1)	2,550	1,610	2,530	1,598
46～50歳 (S49.9.2～S54.9.1)	3,260	2,036	3,225	2,015
51～55歳 (S44.9.2～S49.9.1)	3,885	2,411	3,815	2,369
56～60歳 (S39.9.2～S44.9.1)	5,070	3,122	4,945	3,047
61～65歳 (S34.9.2～S39.9.1)	6,950	4,250	6,720	4,112
66～70歳 (S29.9.2～S34.9.1)	9,985	6,071	9,600	5,840

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：200円 配偶者：200円



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

重病サポートは、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)
加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		300万円	200万円	100万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	300万円	200万円	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）			
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき			
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）			
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	150万円	100万円	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）			
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	30万円	20万円	10万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）			



ご注意

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 300万円	7大疾病保険金 150万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 30万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			▶ 300万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	▶ 480万円
	急性心筋梗塞	●	●		▶ 450万円
	脳卒中	●	●		▶ 450万円
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	重度の糖尿病		●		▶ 150万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	▶ 30万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.39**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.49**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.45**

掛金

●月額掛金（単位：円）　　＜保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・200万円・100万円＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H21.9.2～ H22.9.1)	611	150	36	474	100	24	337	50	12
16～20歳 (H16.9.2～ H21.9.1)	734	195	39	556	130	26	378	65	13
21～25歳 (H11.9.2～ H16.9.1)	887	210	39	658	140	26	429	70	13
26～30歳 (H6.9.2～ H11.9.1)	902	240	42	668	160	28	434	80	14
31～35歳 (H1.9.2～ H6.9.1)	1,049	315	48	766	210	32	483	105	16
36～40歳 (S59.9.2～ H1.9.1)	1,322	405	60	948	270	40	574	135	20
41～45歳 (S54.9.2～ S59.9.1)	1,724	585	90	1,216	390	60	708	195	30
46～50歳 (S49.9.2～ S54.9.1)	2,693	1,020	141	1,862	680	94	1,031	340	47
51～55歳 (S44.9.2～ S49.9.1)	4,286	1,620	216	2,924	1,080	144	1,562	540	72
56～60歳 (S39.9.2～ S44.9.1)	6,554	2,760	372	4,436	1,840	248	2,318	920	124
61～65歳 (S34.9.2～ S39.9.1)	10,061	4,395	681	6,774	2,930	454	3,487	1,465	227
66～70歳 (S29.9.2～ S34.9.1)	14,762	6,345	1,044	9,908	4,230	696	5,054	2,115	348

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H21.9.2～ H22.9.1)	596	165	36	464	110	24	332	55	12
16～20歳 (H16.9.2～ H21.9.1)	659	195	45	506	130	30	353	65	15
21～25歳 (H11.9.2～ H16.9.1)	734	225	75	556	150	50	378	75	25
26～30歳 (H6.9.2～ H11.9.1)	857	300	96	638	200	64	419	100	32
31～35歳 (H1.9.2～ H6.9.1)	1,103	435	135	802	290	90	501	145	45
36～40歳 (S59.9.2～ H1.9.1)	1,490	660	183	1,060	440	122	630	220	61
41～45歳 (S54.9.2～ S59.9.1)	2,048	1,095	240	1,432	730	160	816	365	80
46～50歳 (S49.9.2～ S54.9.1)	2,510	1,425	300	1,740	950	200	970	475	100
51～55歳 (S44.9.2～ S49.9.1)	3,197	1,815	309	2,198	1,210	206	1,199	605	103
56～60歳 (S39.9.2～ S44.9.1)	3,875	2,415	357	2,650	1,610	238	1,425	805	119
61～65歳 (S34.9.2～ S39.9.1)	5,384	2,865	483	3,656	1,910	322	1,928	955	161
66～70歳 (S29.9.2～ S34.9.1)	7,022	3,825	543	4,748	2,550	362	2,474	1,275	181

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- ・加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- ・記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
主契約　本人：200円　配偶者：200円

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)		年金受取 プラン	受取イメージ(例)			
			1年目	2年目	3年目	
本人・配偶者	300万円	3年受取プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	〈年金原資〉 200万円
	200万円	2年受取プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 × 12カ月	〈年金原資〉 100万円	
	100万円	一時金プラン	一時金 100万円			

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。
※年金のお取扱いについては、下記をご覧ください。

<年金のお取扱いについて>

- 1.年金の種類と型

●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 2.配当金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人

●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い

●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。

●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 5.年金払の対象となる保険金

●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部

●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。



長期休職
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

療養サポートは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害が継続した場合、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間
365日

月額最高**10万円**を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付*

*55～64歳の方は3年が限度です。

*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●月額掛金 (単位：円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 1コース	保険金月額 10万円 1コース
15～24歳 (H12.3.2～H22.3.1)	365日	65歳	844	574
25～29歳 (H7.3.2～H12.3.1)			881	739
30～34歳 (H2.3.2～H7.3.1)			957	1,004
35～39歳 (S60.3.2～H2.3.1)			1,179	1,474
40～44歳 (S55.3.2～S60.3.1)			1,789	2,385
45～49歳 (S50.3.2～S55.3.1)			2,632	3,468
50～54歳 (S45.3.2～S50.3.1)			3,793	4,647
55～59歳 (S40.3.2～S45.3.1)	3年		2,452	2,589
60～64歳 (S35.3.2～S40.3.1)			4,240	3,965

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.46**

保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人	配偶者	子ども
		Aコース	Bコース	Cコース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1または 2万円	1または 2万円	1または 2万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 1,300円	日額 1,300円	日額 1,300円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		10,000万円 (注)	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]		30万円 (注)	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]		10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]		150万円	150万円	150万円
月 額 掛 金		690	600	600

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.40**



介護への備え

保険期間 令和7年3月1日(土)～令和8年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(親介護のみ)**

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

介護特約			
保障内容	本 人・配偶者		
	300万円	200万円	100万円
	3コース	2コース	1コース
所定の要介護状態になったとき	300万円 (1回を限度)	200万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)
[介護保険金]			

親介護をセットすることができます。

親介護特約			
保障内容	本人または配偶者の親		
	300万円	200万円	100万円
	3Pコース	2Pコース	1Pコース
親が所定の要介護状態になったとき	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)
[親介護保険金]			

・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

お支払対象となる要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.44

意向確認
ご加入前
のご確認

介護サポートは、本人・配偶者、または被保険者の親が所定の要介護状態になったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

介護特約			
<介護保険金額：300万円・200万円・100万円>			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	300万円 3コース	200万円 2コース	100万円 1コース
15歳 (H21.9.2～H22.9.1)	10	10	10
16～20歳 (H16.9.2～H21.9.1)	10	10	10
21～25歳 (H11.9.2～H16.9.1)	10	10	10
26～30歳 (H6.9.2～H11.9.1)	10	10	10
31～35歳 (H1.9.2～H6.9.1)	10	10	10
36～40歳 (S59.9.2～H1.9.1)	10	10	10
41～45歳 (S54.9.2～S59.9.1)	50	30	20
46～50歳 (S49.9.2～S54.9.1)	100	70	30
51～55歳 (S44.9.2～S49.9.1)	210	140	70
56～60歳 (S39.9.2～S44.9.1)	440	290	150
61～65歳 (S34.9.2～S39.9.1)	940	630	310
66～70歳 (S29.9.2～S34.9.1)	1,950	1,300	650

親介護特約									
(単位：円) <親介護保険金額：300万円・200万円・100万円>									
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	41～45歳 (S54.9.2 S59.9.1)	46～50歳 (S49.9.2 S54.9.1)	51～55歳 (S44.9.2 S49.9.1)	56～60歳 (S39.9.2 S44.9.1)	61～65歳 (S34.9.2 S39.9.1)	66～70歳 (S29.9.2 S34.9.1)	71～75歳 (S24.9.2 S29.9.1)	76～80歳 (S19.9.2 S24.9.1)	81～85歳 (S14.9.2 S19.9.1)
300万円 3Pコース	50	100	210	440	940	1,950	4,150	8,830	18,790
200万円 2Pコース	30	70	140	290	630	1,300	2,760	5,890	12,530
100万円 1Pコース	20	30	70	150	310	650	1,380	2,940	6,260

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の
お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	39
保険金・給付金をお支払いできない場合について	40
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	40
リビングサポート	40
医療サポート	42
介護サポート	44
重病サポート	45
療養サポート	46
その他	47

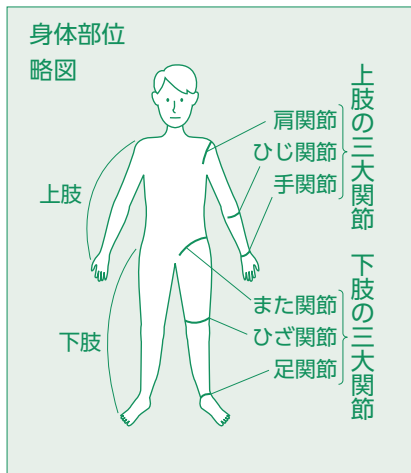
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

医療サポート・重病サポート

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはしゃくの障害
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

リビングサポート・医療サポート・介護サポート・重病サポート・療養サポート

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注療養サポートを除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

リビングサポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
レンタル用品賠償責任 保険金 (◎)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6カ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)

救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで)(保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度)(★)
------------------	--	--

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位[※]を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等を含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。)
3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことでです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき - 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) - 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ●保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害

携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
レンタル用品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救援者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

※告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(三大疾病・疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
三大疾病入院給付金	三大疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※お支払日数には限度がありません。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。

手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
 - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

- 【入院中に保険期間が満了した場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。
- <ご注意>
- 【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。
- | | | |
|----------------------------|--|---|
| 悪性新生物・上皮内新生物
(がん・上皮内がん) | 1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
2. 消化器の悪性新生物
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物
5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物
7. 乳房の悪性新生物
8. 女性生殖器の悪性新生物
9. 男性生殖器の悪性新生物
10. 腎尿路の悪性新生物 | 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
16. 上皮内新生物
17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
18. ランゲルハンス細胞組織球症 |
| 急性心筋梗塞 | 19. 急性心筋梗塞
20. 再発性心筋梗塞 | 21. 急性心筋梗塞の続発合併症 |
- | | | |
|-----|-----------------------------------|--|
| 脳卒中 | 22. くも膜下出血
23. 脳内出血
24. 脳梗塞 | 25. くも膜下出血の続発・後遺症
26. 脳内出血の続発・後遺症
27. 脳梗塞の続発・後遺症 |
|-----|-----------------------------------|--|
- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
 - 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)
- 保険金・給付金のお支払いできない場合について
- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- | 項目 | お支払いできない主な場合 |
|--|---|
| 死亡保険金 | ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)
●契約者の故意によるとき
●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)
●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) |
| 高度障害保険金 | ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
●契約者の故意または重大な過失によるとき
●被保険者の故意または重大な過失によるとき
●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) |
| 災害入院給付金
疾病入院給付金
集中治療給付金
手術給付金
手術後療養給付金 | ●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。)
●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
●被保険者の犯罪行為によるとき
●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。) |
- 介護サポート
- 保険金・給付金のお支払いについて
- | 項目 | お支払いする場合 | お支払内容 |
|--------|--|------------------------|
| 介護保険金 | 公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき | 介護保険金額
＊1回を限度とします。 |
| 親介護保険金 | 被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき | 親介護保険金額
＊1回を限度とします。 |
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに限ります。また、保険期間満了後に所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません。
 - 保険期間開始時より前に発生した原因により所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してから所定の要介護状態に該当した場合は保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
 - お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - 保険金受取人は被保険者本人になります。
 - 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払い込みいただきます。
 - 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
 - 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
 - ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
 - ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合
- 43
- 次ページに続く
- 44
- ご注意ください

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

重病サポート

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

療養サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません^(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
^(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングサポート・療養サポート

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病サポート

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療サポート・重病サポート

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りま

す。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

医療サポート・重病サポート

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【リビングサポート】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【療養サポート】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

介護サポート・療養サポート

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

医療サポート・重病サポート

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）に掲載しています。

保険契約の解除について

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

医療サポート・重病サポート

【ご照会・ご相談窓口】
●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120-255-400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022808（ナビダイヤル（有料））
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。
- 【リビングサポート】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
- 【介護サポート・療養サポート】
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

リビングサポート・介護サポート・療養サポート

一般財団法人青森県教育厚生会	電話番号：017-721-1313
明治安田生命保険相互会社	電話番号：019-654-1093

1 ご請求の流れ

給付事由の発生!!



STEP 1

厚生会
へ報告

STEP 2

厚生会より請求書・
必要書類を会員へ
送付

STEP 3

記入済の請求書と
必要書類を
厚生会へご提出

報告

給付

2 必要書類の一例



死亡の場合

(生命サポート・重病サポート)



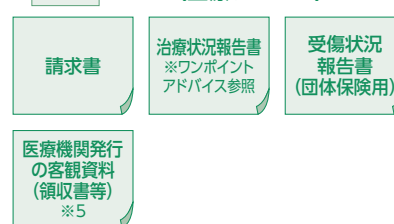
病気で入院の場合

(医療サポート)



ケガで入院の場合

(医療サポート)

※リビングサポート部分については
下段をご確認ください。

ケガで入通院の場合

(リビングサポート)



特定疾病等の場合

(重病サポート)



- ※1 受取人を個人氏名にて指定している場合は省略できます。
- ※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人氏名にてご指定いただいている場合、省略できます。
- ※3 請求金額が500万円以下の場合、省略できます。
- ※4 死亡保険金、高度障害保険金のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。
- ※5 ご提出いただく医療機関発行の客観資料(領収書等)は給付金種類に応じて異なります。
- ※6 事故やご請求の内容により、同意書や診断書をご提出いただくことがあります。

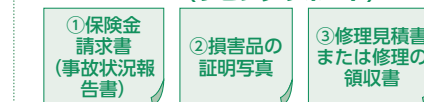
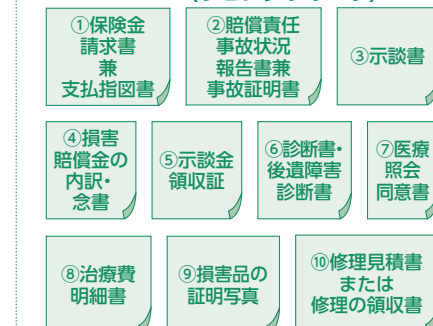
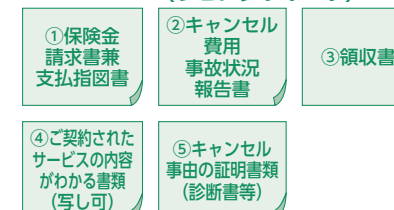
治療状況報告書の取扱条件

ワンポイント
アドバイス

- ①給付金の請求であること
- ②給付金種類に応じた客観資料(領収書等)の添付があること
- ③退院後の請求であること(入院中のときはご利用できません)
- ④医療機関での入院であること

※柔道整復師法に定める施術所(整骨院や接骨院)は医療機関には該当しません

○治療状況報告書を利用できない場合は、所定の診断書をご提出ください

携行品損害保険金をご請求の場合
(リビングサポート)賠償責任保険金をご請求の場合
(リビングサポート)キャンセル費用保険金をご請求の場合
(リビングサポート)

【注記】

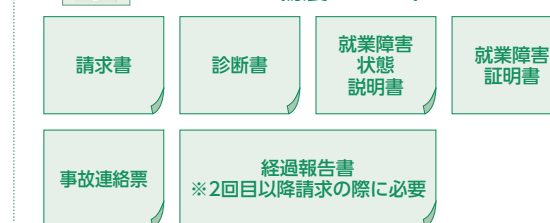
- ・盗難の場合は、②および③は不要です。(ただし、盗難被害届の受理番号が必要です)
- ・場合によっては、保証書または購入時の領収書、委任状が必要です。

【注記】

- ・対物の場合は、⑥、⑦および⑧は不要です。
- ・対人の場合は、⑨および⑩は不要です。
- ・場合によっては、死亡診断書、戸籍謄本・除籍謄本、休業損害証明書、所得証明書、住民票(健康保険証写し)、委任状、レンタル(賃貸借)用品契約書が必要です。

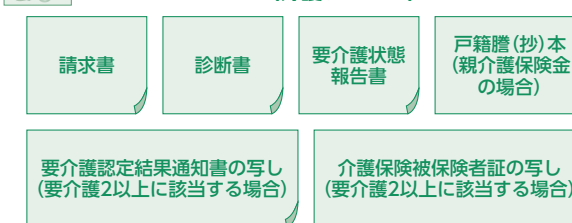
【注記】

- ・場合によっては、委任状、除籍謄本、診断書、医療照会同意書、罹災証明、被保険者との関係を証明する書類、遭難を証明する書類が必要です。

就業障害についてご請求の場合
(療養サポート)

介護保険金・親介護保険金をご請求の場合

(介護サポート)



【注記】

- ・配偶者さまの実父母の親介護保険金の場合、ご請求者は配偶者さま、戸籍謄(抄)本は要介護状態になられた「親」と配偶者さまの続柄がわかるものをご提出ください。

令和6年7月作成分

お問い合わせ先

一般財団法人 青森県教育厚生会

事業課

TEL 017-721-1313

明治安田生命保険相互会社

北海道・東北公法人部 北東北法人営業部

TEL 019-654-1093

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^{注1}し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

【リビングサポート・医療サポート・重病サポート・生命サポート・療養サポート】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【介護サポート】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

●制度内容に関するお問い合わせ

一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課

017-721-1313

〒030-0823 青森県青森市橋本1-2-25

●その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部北東北法人営業部

019-654-1093

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4階